

報道機関各位

令和8年6月23日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正に係る答申について —熊本地方労働審議会—

1. 熊本地方労働審議会（会長 小葉武史）は、令和8年3月10日（火）熊本労働局長（金谷雅也）から熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について諮問を受け、熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を設置して調査審議を重ね、6月19日（金）、熊本労働局長に対し次のとおり答申を行いました。

○ 熊本県電気機械器具製造業最低工賃 答申概要

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 60銭
発効日 令和8年8月28日（予定）			

※旧金額は1本につき55銭です。（令和5年4月22日改正）

2. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年8月28日からの効力発生（予定）に向けて、答申内容に関する意見の受付などの所要の事務を進めてまいります。

写

熊地労審発第2号
令和8年6月19日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史

熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和8年3月10日付け熊労発基0310第2号をもって諮問のあった標記について、令和8年6月8日専門部会を設け、以来2回にわたり慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長 高山 仁子	尚綱大学生生活科学部栄養科学科長（教授）
西村 日出子	株式会社熊本日日新聞社編集局地域報道本部次長
山下 雅裕美	弁護士

家内労働者代表委員

加藤 智志	全日本自動車産業労働組合総連合会熊本地方協議会議長
小材 和博	アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合熊本支部執行委員長
森田 操	連合熊本副事務局長

委託者代表委員

前田 隆	熊本県工業連合会事務局長
松本 武久	熊本県経営者協会事務局長
山下 学	株式会社野田市電子取締役事業部長

熊本県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の 端末に取り付けられた 端子をカプラーに差し 込むことをいう。）	50センチメートルを超 え2メートル以下の電線 について行うもの	1本につき 60銭

- 4 効力発生日
法定どおり